

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和7年6月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 行政手続のDX推進に関する調査－農林水産関係－

行政手続のデジタル化を進めるに際しては、現場の運用実態を把握した上で、必要な業務の見直しに取り組む必要があるため、農林水産関係の各種手続に係る負担等の実態等を調査し、行政サービスの利便性向上と業務の効率化につながる方策の提供を検討

○ 困難を抱える妊産婦の支援に関する調査

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める特定妊婦を含む、孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱える妊産婦に対し、出産前の早期の段階から、自治体、医療機関等の関係機関が連携した支援を行うことが求められていることを踏まえ、自治体等における困難を抱える妊産婦の把握状況や支援対象者の決定状況等を調査

（連絡先）

<行政手続のDX推進に関する調査－農林水産関係－>

総務省行政評価局評価監視官（内閣、総務等担当）

担 当：塩見

電 話：03-5253-5441（直通）

<困難を抱える妊産婦の支援に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（厚生労働等担当）

担 当：戸根

電 話：03-5253-5453（直通）

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担 当：合田

電 話：03-5253-5407（直通）

お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 行政手続のDX推進に関する調査－農林水産関係－

- 行政手続のデジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないよう、現場の運用実態を把握した上で、必要な業務の見直しに取り組む必要があるため、各種手続に係る負担等の実態等を調査し、行政サービスの利便性向上と業務の効率化につながる方策の提供を検討
 - 急激な人口減少社会における担い手不足に対応するためには、デジタル技術を活用して、利用者起点で無駄や不便を取り除き、行政サービスの効率化と利便性向上を図るDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠である。
 - 農林漁業従事者の高齢化や労働力不足、地方公共団体の農林水産担当職員の減少に直面する農林水産分野も例外ではなく、オンライン申請を可能とする「農林水産省共通申請サービス」（eMAFF）が整備運用されているが、その利用状況は低調となっている。
 - オンライン申請が可能な手続であっても、必ずしも利用しやすいものになっていないのではないかなど、農林水産関係手続のユーザーである申請者側と審査者側の双方の視点に立ち返って、必要な業務の見直しや手続の簡素化・合理化を行うことが求められている。

主要調査事項

- オンライン申請による利便性向上及び効率化に係る状況等
- 行政手続における申請者及び審査者の負担等の実態等
- 行政手続に係る業務見直しのための組織体制の状況

主要調査対象

調査対象機関

デジタル庁、農林水産省等

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和7年6月～8年3月（予定）

○ 困難を抱える妊産婦の支援に関する調査

○ 困難を抱える妊産婦を、出産前の早期の段階から支援する上での課題とその解決に向けて、求められる対応策を整理する。

- 若年、経済的困窮、DV被害等の家庭環境などを背景に、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）は大幅に増加（875人（平成22年）から8,327人（令和2年）に、約10倍に増加）しており、新生児が遺棄される事件も後を絶たない（令和4年度に虐待死とされた0歳児は28人※）。
- このような状況を踏まえ、令和4年の児童福祉法改正により、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の支援までを切れ目なく、漏れなく対応することを目的とした「こども家庭センター」の設置が令和6年4月から市町村の努力義務とされた。
- 育児放棄や児童虐待を防ぐ観点からも、特定妊婦を含む孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱える妊産婦に対し、出産前の早期の段階から、自治体、医療機関等の関係機関が連携した支援を行うことが求められている。

※ 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」に基づく、令和4年度に発生又は表面化した、0歳児の心中以外の虐待死（25人）及び心中による虐待死（3人）の計

主要調査事項

- 困難を抱える妊産婦の把握状況
 - ・ 困難を抱える妊産婦からの相談への自治体の対応状況
 - ・ 医療機関からの情報提供及びその後の連携の状況
- 支援対象とする妊産婦の決定状況
 - ・ リスクアセスメントの実施状況
 - ・ 特定妊婦の認定状況
 - ・ 妊産婦の転居時の支援の引継ぎ状況
- 支援対象とした妊産婦の支援ニーズの把握状況
 - ・ サポートプランの作成状況
 - ・ 家庭支援事業の利用に係る措置の状況

主要調査対象

調査対象機関

こども家庭庁、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、医療機関、関係団体等

調査実施期間

令和7年6月～8年3月（予定）